● 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について

《平成21年度から始まった制度です》

【対象となる方】

4月1日現在65歳以上で、公的年金に係る個人住民税の納税義務がある方。

【対象となる税額】

公的年金に係る個人住民税が対象となり、介護保険料を納めている公的年金から特別徴収されます。 ※ 公的年金以外に係る個人住民税は、これまでどおりの納付方法になります。

【納付方法】

1 平成28年度から新たに対象となる方

公的年金からの特別徴収の開始は、平成28年10月支給分の年金からとなります。

そのため、公的年金に係る個人住民税のうち半分は、ご本人様から納付書または口座振替の方法により納めていただくことになります。

○平成28年度の納め方

	普通	年金特別徴収					
	(ご本人から納付)			(公的年金から納付)			
月	1期(6月)	2期(8月)	10 月	12 月	2月		
納付額の算出方法	年税額の 1/4	1/4	1/6	1/6	1/6		

1期と2期は、公的年金に係る年税額の 1/4 ずつをこれまでどおりの納付方法で 納めていただきます。 10 月・12月・2月は、公的年金に 係る年税額の1/6ずつが公的年金 からの納付となります。

2 継続して対象となる方

○平成28年度の納め方

	特別徴収(公的年金から納付)					
月	4月	6月	8月	10 月	12 月	2月
納付額の算出方法	平成 28 年 2 月と同じ額			平成 28 年度の公的年金に係る 年税額の残額の 1/3 ずつ		

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額で、10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額の1/3 ずつが、公的年金からの納付となります。

※ 税制改正により、平成29年度が継続して対象となる方の納め方は、下記のとおり変更となります。

○平成29年度の納め方

	特別徴収 (公的年金から納付)					
月	4月	6月	8月	10 月	12 月	2月
納付額の算出方法	平成 28 年度分の公的年金に係る 年税額の半分の 1 / 3 ずつ		平成 29 年度の公的年金に係る 年税額の残額の 1 / 3 ずつ			

4月・6月・8月は、前年度の公的年金に係る税額の半分の1/3ずつを、10月・12月・2月は、当年度の税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額の1/3 ずつが、公的年金からの納付となります。

【特別徴収が中止となる場合】

年金の支給停止や介護保険料が年金から差し引かれなくなった場合は、特別徴収が中止となり、残った税額はご本人様から納付書または口座振替の方法により納めていただくことになります。

【他の市区町村に転出した場合】

平成27年度までは特別徴収が中止となっていましたが、税制改正により、平成28年10月からの特別 徴収においては下記のとおりとなります。

①1月1日から3月31日までに転出した場合

転出した年の10月分から特別徴収が中止となり、10月分・12月分・翌年2月分の年金から納めていただく予定だった税額は、ご本人様から納付書または口座振替の方法により納めていただくことになります。

②4月1日から12月31日までに転出した場合

転出した年の翌年の2月分まで特別徴収が継続されます。

なお、転出した翌年の4月以降の納付方法につきましては、転出先の市区町村からの決定通知書 等をご確認ください。

【年度の途中で税額の変更があった場合】

確定申告書の提出などにより、年度の途中で公的年金に係る個人住民税の税額に変更があった場合は、平成27年度までは特別徴収が中止となっていましたが、税制改正により、平成28年10月からの特別徴収においては特別徴収の継続が可能となりました。

ただし、変更の時期により、4月分、6月分、8月分の特別徴収が中止となる場合があります。

特別徴収が中止になった場合は、その分の税額については、ご本人様から納付書または口座振替の 方法により納めていただくことになります。

【その他】

- 1 65歳以上の方の公的年金に係る個人住民税は、給与に係る個人住民税に合算して、給与から特別 徴収できません。公的年金に係る個人住民税は公的年金から、給与に係る個人住民税は給与からそれぞれ特別徴収されます。
- 2 特別徴収制度は、個人住民税の納付方法を変更するもので、新たな税負担が生じるものではありません。